

新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス業務委託仕様書

1 事業目的

首都圏等に本社を置く企業が、市内企業や教育機関との交流などを通じて、新潟市内での本社機能移転やサテライトオフィス開設に向けた本格的な検討を促進することを目的とする。

2 定義

参加希望企業：首都圏等に本社を置き新潟市内に拠点を持たない企業であり、本社機能移転やサテライトオフィス開設などを検討するため本事業に参加を希望する企業（従業員数3名以上、新規立地によって本市産業の発展や本市が推進する施策等に資すると認められる企業を想定）。

参加企業：上記、参加希望企業のうち、市が参加を認めた企業。

参加者：参加企業の役員及び従業員。

受託者：「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス業務委託公募型プロポーザル」により、本業務を受託するもの。

市内企業：新潟市内に本店や支店などを有する企業。

関係団体：企業団体（新潟市ソフトウェア産業協議会など）や企業支援団体（公益財団法人新潟市産業振興財団など）及び人材関連機関（ハローワークやにいがた暮らし・しごと支援センターなど）等。

3 事業内容

参加希望企業を対象として、本市でのビジネス環境を体感することで、本市での事業の可能性を見出してもらい、本社機能移転やサテライトオフィス開設などを推進する。

（1）事業の流れ及び役割分担

- ① 参加希望企業からの Web フォームによる申込<受託者>
- ② 申込確認後、参加希望企業との事前面談（オンライン）にて、地方拠点開設の確度や参加におけるニーズのヒアリング<受託者（マッチングコーディネーター）>
- ③ 事前面談の結果を受けて、参加を認める（参加期間の承認）<市>
※拠点開設が見込めない場合は参加を認めない
※前年度に本事業を利用した企業は、拠点開設の確度が高いなど、本市が拠点開設が見込めると判断した場合に参加を認める
- ④ 参加企業の希望する訪問先（企業・教育機関など）との面談日程調整を行い、滞在期間中のスケジュールを策定<受託者（マッチングコーディネーター）>
- ⑤ 参加企業が本市に来訪、市内企業や教育機関などへの訪問や市内のビジネス環境を体感する<受託者（マッチングコーディネーター）>
- ⑥ 参加期間終了後、助成金支給手続の案内及び本市での拠点開設に向けたヒアリングを実施<受託者>

（2）参加企業への助成

契約期間内での参加企業数は概ね 50 社程度とし、本市が受託者に支払う委託料のうち企業への助成金総額は、6,000,000 円以内とする。助成金に関する上限は次のとおりとする。

【参加者数・滞在期間の上限】

- ① 参加者数：1社あたり3名
- ② 滞在期間：延べ30日間

【参加者への助成金上限（消費税除く）】

- ① 本市来訪に係る交通費（新幹線代又は航空運賃等）：
支払額全額を助成対象とし、片道 20,000 円/人、往復 40,000 円/人を上限とする
※ 交通費は対象期間内で、2 往復まで助成可能
※ 新幹線は、自由席又は指定席（グリーン車・グランクラスは指定席料金を上限とする）
- ② 本市滞在期間中の交通費（電車、タクシー又はレンタカー等）：
支払額全額を助成対象とし、合計 10,000 円/日/社を上限とする
- ③ 宿泊料及びワークスペース利用料：
支払額全額を助成対象とし、合計 10,000 円/日・人を上限とする
※ ワークスペース利用のみの場合は、1,500 円/日・人を上限とする

【参加企業への助成金支払の流れ】

- ① 参加企業より領収書の徴求・内容の精査を行い、助成金額を確定
- ② 確定した助成金額（確認資料含む）を市へ送付
- ③ 市は精算内容を確認後、最終的な助成金額を受託者に通知
- ④ 受託者より参加企業宛に助成金額を通知の上、送金
※ 支払方法は、口座振替とする。

（3）事前面談及び訪問先等のマッチング

- ① 体制
受託者は参加企業の受入、問合せについて対応できる窓口を準備すること。
また、マッチングコーディネーターを配置（複数人可）し、参加者の本市滞在期間中、希望する訪問先の紹介や面談への同行等を実施できる体制を整備し、市内企業・関係団体・教育機関とのマッチングを行い、訪問や面談同行等を行う。
なお、必要に応じて、本市も面談への参加や視察行程に同行することができる。

【マッチングコーディネーターに求めるもの】

- ① 参加希望企業受入にかかる事前面談、ニーズのヒアリング、連絡調整
- ② 参加企業と市内企業・関係団体・教育機関とのマッチング
- ③ 参加企業の市内滞在期間中の市内企業・関係団体・教育機関訪問同行
※ マッチングコーディネーター選定に当たっては、次の要件を考慮すること
・同種の業務実績やノウハウがあること
・参加を想定する首都圏等企業とのネットワーク及び、マッチング先となる市内企業との関係構築が図れていること
- ② 参加者の市内滞在期間中における面談スペースの確保
参加者の市内滞在期間中、市内コワーキングスペース等に面談ができる個室を 1 室確保し、参加者が滞在期間中に市・受託者と面談できる環境を整備すること（参加企業がアクセスしやすいにいがた 2 km エリア内とすること）。
- ③ マッチング面談記録の作成
参加企業と市内企業や関係団体とのマッチングを行った際は、面談相手や対談の内容など、面談記録を作成すること。

（4）市内企業・関係団体との連携

受託者は、参加企業のニーズを調査したうえで、市内企業や関係団体との交流ができるイベントを開催すること（毎月 1 回、合計 10 回程度）。開催日は早期にアナウンスできるようにあらかじめ決定し、参加者が交流イベントに参加できるように募ること。

(5) 「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス」公式サイトの運用

「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス」公式サイトの構築・運用・維持管理を行うこと。

(6) 参加企業発掘に向けたプロモーション

首都圏等企業からサテライトオフィスの設置検討先には選ばれるよう、本市の生活環境やビジネス環境における魅力を伝えるためのプロモーションイベントを首都圏で開催すること（年1回程度を想定）。

なお、プロモーションイベント実施に当たっては、SNSやメディアなどの活用により首都圏を中心に、広く周知できるような仕組みを検討し、実施すること。

(7) 参加企業への調査、結果分析

受託者は、参加企業に対してアンケート調査を行うとともに、当該結果を集計すること。あわせて、結果を踏まえた本市でのサテライトオフィス設置の可能性、課題などを明らかにすること。

(8) 独自の取組み

その他、仕様書に記載のない事業内容について、企業誘致に繋がる取組みを実施したい場合は、市に提案及び協議の上、実施すること。

(9) 実施時期

参加企業に対し市内滞在期間中に、十分なサポートができるよう、参加時期が集中しないよう調整すること。（令和6年5月から令和7年2月まで毎月6社ずつ等）

本事業の実施にあたっては、本市と連携して対応すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

5 主任者

- (1) 受託者は、本事業の主任者を定め、新潟市経済部企業誘致課に通知するものとする。
- (2) 主任者は、新潟市経済部企業誘致課と相互に協力し、本事業を実施しなければならない。
- (3) 主任者は、本市が実施する「新潟市本社機能施設立地促進事業補助金」及び「新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金」又は、新潟県が実施する企業誘致施策の内容を理解し、参加者へ情報共有しなければならない。

6 事業の着手

受託者は、契約締結後直ちに本事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本事業の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打ち合わせを開始することをいう。

7 打ち合わせ等

受託者は事業を適正かつ円滑に実施するため、「3 事業内容」及び「11 留意事項（1）⑥」に基づき本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合はその内容を質し、その都度打ち合わせ記録簿を作成のうえ、相互に確認することとする。

8 資料の貸与及び返却

- (1) 新潟市経済部企業誘致課は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。

- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、汚損及び破損してはならない。万一、汚損及び破損した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務を求められた資料については複写してはならない。

9 成果品

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 参加企業ごとの実績報告書 一式
- (3) (1) から (2) までの電子データ (PDF 形式) CD-ROM

10 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階 新潟市経済部企業誘致課

11 留意事項

受託者は、事業実施にあたり次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本事項

- ① 事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③ 事業の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 実施計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 本事業において、新潟市経済部企業誘致課が事業の進捗状況を確認するため、受託者へ資料提供を求めた場合は、速やかに書面又は電子データにより資料提供を行うものとする。
- ⑥ 本事業において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(2) 再委託

事業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課に届出を行い、承認を得ること。

(3) 成果品の使用等

- ① 成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、受託者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 受託者は、著作権及び所有権の全てにおいて、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により受託者の責任において速やかに訂正することとする。なお、事業期間終了後も同様とする。

(5) 守秘義務

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。なお、事業終了後も同様とするものとする。